地域密着型サービス

**【地域密着型サービスの対象者】**

**Ｑ　：誰でも地域密着型サービス事業所を利用することができるのでしょうか？**

**Ａ　：原則、岩国市の被保険者だけが利用できます。**

原則として、地域密着型サービスの利用は、その事業所がある市町村の被保険者に限られています。つまり、岩国市にある地域密着型サービス事業所を利用できるのは岩国市の被保険者だけです。

他の市町村の被保険者が岩国市にある地域密着型サービス事業所の利用を希望される場合には、次の指定同意及び個別利用同意の手続きにより利用が可能となる場合もありますので、まずはそれぞれの市町村の介護保険担当課にご相談ください。

**○指定同意**：事業所が、岩国市以外の被保険者の保険者である市町村から指定を受けることに対し、岩国市が指定の同意を行う。

**○個別利用同意**：事業所が、岩国市以外の被保険者の保険者である市町村からすでに指定を受けている場合で、被保険者の保険者である市町村が、新たに利用を希望する被保険者の利用に対する同意を岩国市から得る。

なお、岩国市及び他市町村における施設等の空き状況や利用希望者の状況などにより、指定同意及び個別利用同意を受けられない場合もあります。

**岩国市以外の保険者が岩国市の事業所を指定していない場合の手続き**

**（指定同意・個別利用同意）**

事業者は、それぞれの保険者と事前協議する。

事業者は、他市町村に指定申請書を提出する。

他市町村は、岩国市に、他市町村が岩国市の事業所を指定すること及び、他市町村の被保険者が岩国市の事業所を利用することの同意を求める。

岩国市は、他市町村が指定すること及び、他市町村の被保険者が利用することに同意する。

他市町村は、事業者を指定する。

サービス提供開始

**岩国市以外の保険者が岩国市の事業所を既に指定している場合の手続き（個別利用同意）**

事業者は、それぞれの保険者と事前協議する。

サービス提供開始

岩国市は、他市町村の被保険者が利用することに同意する。

他市町村は、岩国市に、他市町村の被保険者が岩国市の事業所を利用することの同意を求める。

地域密着型サービス

**【地域密着型サービス利用中の住所変更について】**

**住民票を岩国市外に移すとサービスが受けられません。**

岩国市内にある地域密着型サービス事業所は、原則として岩国市の被保険者のみが利用できます。

サービスを利用中に他市町村の家族の住所地への転居等、何らかの理由により住民票を岩国市外に異動した場合は、サービスの利用（保険給付）ができなくなりますのでご注意ください。

（例）４月１日に岩国市から他市町村に住民票を異動した場合

　・３月31日まで・・・サービス利用可能（岩国市の被保険者）

　・４月１日から・・・サービス利用不可（他市町村の被保険者）

地域密着型サービス

**【地域密着型サービス事業所の指定更新】**

**更新を忘れると、指定の効力を失いますのでご注意ください。**

・　事業者の指定の効力に有効期間（６年）が設けられており、一定期間（６年）毎に、指定の更新を受けなければ、指定の効力を失います。

・　更新時には、基準に対する適合状況や改善命令を受けた履歴等を確認するので、基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるときは、更新できません。

※　指定の有効期間が満了となる事業所は、事前に福祉政策課に連絡の上、指定更新申請書及び指定更新に必要な添付書類を提出してください。なお、添付書類については変更がなければ省略できる場合があります。詳しくは岩国市福祉政策課ホームページをご参照ください。

～指定更新時の様式～

岩国市ホームページ「介護保険サービス事業者の指定基準・指定手続等について」のページからダウンロードしてお使いください。

～指定更新申請の受付開始時期～

指定の有効期間満了日の**２か月前から**指定更新申請が可能です。

～指定更新申請の提出期限～

指定の有効期間満了日の**1か月前までに**、提出してください。

|  |
| --- |
| 参　考 |
| **地域密着型サービス事業所　指定更新時期** |
| 令和５年11月14日現在 |
| **1．地域密着型通所介護** |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 1 | 3590800425 | エブリデイサービス | 2017年12月1日 | ― | 2023年11月30日 |
| 2 | 3570801179 | 本郷デイサービスセンター | 2006年3月20日 | 2018年3月20日 | 2024年3月19日 |
| 3 | 3570801252 | デイサービスセンターティエラ | 2006年6月1日 | 2018年6月1日 | 2024年5月31日 |
| 4 | 3570801732 | デイグリーンいわくに | 2012年6月1日 | 2018年6月1日 | 2024年5月31日 |
| 5 | 3590800433 | ゆう湯デイサービスセンター | 2018年6月1日 | ― | 2024年5月31日 |
| 6 | 3570801757 | デイサービスセンターはーと・ふれんど関戸 | 2012年7月1日 | 2018年7月1日 | 2024年6月30日 |
| 7 | 3570801807 | デイサービスただいま | 2012年11月1日 | 2018年11月1日 | 2024年10月31日 |
| 8 | 3570801872 | デイサービスセンター灘海園 | 2013年7月1日 | 2019年7月1日 | 2025年6月30日 |
| 9 | 3570801880 | いこいふじ | 2013年7月1日 | 2019年7月1日 | 2025年6月30日 |
| 10 | 3590800466 | デイサービスセンターだんけ | 2020年3月1日 | ― | 2026月2月28日 |
| 11 | 3577200334 | 美川苑デイサービスセンター | 2000年4月1日 | 2020年4月1日 | 2026年3月31日 |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 12 | 3570801989 | 運動特化型デイサービスふぁいと | 2014年4月1日 | 2020年4月1日 | 2026年3月31日 |
| 13 | 3570802052 | リハビリデイサービスにしいわくに | 2014年10月1日 | 2020年10月1日 | 2026年9月30日 |
| 14 | 3570801542 | デイサービスきらら | 2009年6月1日 | 2021年6月1日 | 2027年5月31日 |
| 15 | 3570801559 | ゆの里デイサービスセンター | 2009年8月1日 | 2021年8月1日 | 2027年7月31日 |
| 16 | 3590800490 | ささみ園 | 2022年10月1日 | ― | 2028年9月30日 |
| 17 | 3577200763 | ケアホームといろ | 2005年2月1日 | 2023年2月1日 | 2029年1月31日 |
| 18 | 3577200771 | デイサービスきらく | 2005年4月1日 | 2023年4月1日 | 2029年3月31日 |
| 19 | 3590800417 | 通所介護事業所ハートフラワー岩国 | 2017年6月9日 | 2023年6月9日 | 2029年6月8日 |
| 20 | 3570800965 | 宅老所風の便り | 2005年11月1日 | 2023年11月1日 | 2029年10月31日 |
| **2．小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護** |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 1 | 3590800284 | 小規模多機能型居宅介護さくらんぼはうす | 2012年5月1日 | 2018年5月1日 | 2024年4月30日 |
| 2 | 3590800318 | 小規模多機能シンシアゆうわ | 2012年5月1日 | 2018年5月1日 | 2024年4月30日 |
| 3 | 3590800359 | 小規模多機能型居宅介護ラ・スリーズ | 2014年3月1日 | 2020年3月1日 | 2026年2月28日 |
| 4 | 3590800367 | 小規模多機能たかもり苑 | 2014年7月1日 | 2020年7月1日 | 2026年6月30日 |
| 5 | 3590800375 | リフレの杜 | 2014年10月1日 | 2020年10月1日 | 2026年9月30日 |
| 6 | 3590800391 | 小規模多機能ホーム結埜音 | 2015年7月15日 | 2021年7月15日 | 2027年7月14日 |
| 7 | 3590800102 | 小規模多機能型居宅介護スマイルさくら | 2010年4月1日 | 2022年4月1日 | 2028年3月31日 |
| 8 | 3590800151 | 小規模多機能ホーム錦帯橋・みどりの家 | 2010年8月1日 | 2022年8月1日 | 2028年7月31日 |
| 9 | 3590800177 | サンキ・ウエルビィ小規模多機能センター岩国 | 2010年10月1日 | 2022年10月1日 | 2028年9月30日 |
| 10 | 3590800193 | 小規模多機能型居宅介護あゆみ | 2011年3月1日 | 2023年3月1日 | 2029年2月28日 |
| 11 | 3590800201 | 平成小規模多機能センター | 2011年4月1日 | 2023年4月1日 | 2029年3月31日 |
| 12 | 3590800409 | 小規模多機能事業所よりそい | 2017年4月1日 | 2023年4月1日 | 2029年3月31日 |
| 13 | 3590800235 | 小規模多機能型居宅介護さくら庵 | 2011年5月1日 | 2023年5月1日 | 2029年4月30日 |
| **3．認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護** |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 1 | 3570801013 | デイサービスセンターさくらんぼ平田ケアセンター | 2006年3月1日 | 2018年3月1日 | 2024年2月29日 |
| 2 | 3590800342 | いしいケア・クリニックデイサービスセンターわかば | 2014年3月1日 | 2020年3月1日 | 2026年2月28日 |
| 3 | 3590800326 | デイサービスセンター山手倶楽部 | 2003年6月1日 | 2020年7月1日 | 2026年6月30日 |
| 4 | 3590800045 | デイサービスつづ倶楽部 | 2008年7月1日 | 2020年7月1日 | 2026年6月30日 |
| 5 | 3590800482 | 共用型デイサービス錦帯橋・みどりの家 | 2021年9月1日 | ― | 2027年8月31日 |
| 6 | 3577200664 | デイサービスセンターさくらんぼ坂上ケアセンター | 2004年3月1日 | 2022年3月1日 | 2028年2月29日 |
| 7 | 3590800508 | 認知症対応型デイサービスセンターかえで | 2023年2月1日 | ― | 2029年1月31日 |
| **4．認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護** |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 1 | 3570801005 | グループホームあかしあ | 2006年3月1日 | 2018年3月1日 | 2024年2月29日 |
| 2 | 3577200904 | グループホームなのはな | 2006年3月1日 | 2018年3月1日 | 2024年2月29日 |
| 3 | 3577200912 | グループホーム本郷 | 2006年3月1日 | 2018年3月1日 | 2024年2月29日 |
| 4 | 3570801187 | グループホーム かえで | 2006年3月16日 | 2018年3月16日 | 2024年3月15日 |
| 5 | 3577200920 | グループホーム秀東館 虹 | 2006年3月16日 | 2018年3月16日 | 2024年3月15日 |
| 6 | 3590800441 | グループホームだんけぐーと | 2020年3月1日 | ― | 2026年2月28日 |
| 7 | 3590800458 | グループホームだんけぐーと有延 | 2020年3月1日 | ― | 2026年2月28日 |
| 8 | 3570800353 | グループホームチェリーブラッサム | 2000年4月1日 | 2020年4月1日 | 2026年3月31日 |
| 9 | 3590800474 | グループホームひまわり | 2020年4月1日 | ― | 2026年3月31日 |
| 10 | 3577200524 | グループホームへいせいホーム | 2002年5月10日 | 2020年5月10日 | 2026年5月9日 |
| 11 | 3577200532 | グループホーム秀東館 蓮華 | 2002年8月5日 | 2020年8月1日 | 2026年7月31日 |
| 12 | 3570800577 | グループホーム かなえ | 2002年3月1日 | 2021年3月1日 | 2027年2月28日 |
| 13 | 3570800734 | グループホームたんぽぽ | 2003年4月7日 | 2021年4月1日 | 2027年3月31日 |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 14 | 3590800250 | グループホームソラストりんか岩国 | 2021年4月1日 | ― | 2027年3月31日 |
| 15 | 3590800078 | グループホームあかしあ保津 | 2009年11月1日 | 2021年11月1日 | 2027年10月31日 |
| 16 | 3590800086 | 愛の家グループホーム岩国平田 | 2009年12月1日 | 2021年12月1日 | 2027年11月30日 |
| 17 | 3577200649 | グループホーム いろりの家 | 2004年1月1日 | 2021年1月1日 | 2027年12月31日 |
| 18 | 3590800094 | グループホーム だんろの家 | 2010年2月1日 | 2022年2月1日 | 2028年1月31日 |
| 19 | 3590800144 | グループホーム錦帯橋・みどりの家 | 2010年8月1日 | 2022年8月1日 | 2028年7月31日 |
| 20 | 3590800169 | サンキ・ウエルビィグループホーム岩国 | 2010年10月1日 | 2022年10月1日 | 2028年9月30日 |
| 21 | 3590800185 | グループホーム装束門・みどりの家 | 2010年12月1日 | 2022年12月1日 | 2028年11月30日 |
| **5．地域密着型特定施設入居者生活介護** |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 1 | 3590800011 | ケアホーム横山陽だまりの家 | 2006年5月1日 | 2018年5月1日 | 2024年4月30日 |
| 2 | 3590800110 | のんびり村 通津 | 2010年6月1日 | 2022年6月1日 | 2028年5月31日 |
| 3 | 3590800128 | のんびり村 今津 | 2010年6月1日 | 2022年6月1日 | 2028年5月31日 |
| 4 | 3590800136 | 有料老人ホーム秀東館 美空 | 2010年8月1日 | 2022年8月1日 | 2028年7月31日 |
| **6．地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護** |
|  | 事業所番号 | 事業所名 | 指定年月日 | 指定更新年月日 | 指定有効期間満了日 |
| 1 | 3590800300 | シンシアゆうわ | 2012年5月1日 | 2018年5月1日 | 2024年4月30日 |
| 2 | 3590800037 | 特別養護老人ホームビオラ・ユウ　 | 2008年4月1日 | 2020年4月1日 | 2026年3月31日 |
| 3 | 3590800383 | 特別養護老人ホームかなえ | 2015年3月1日 | 2021年3月1日 | 2027年2月28日 |
| 4 | 3590800243 | 特別養護老人ホーム秀東館 光陽 | 2011年7月1日 | 2023年7月1日 | 2029年6月30日 |
| 5 | 3590800516 | 特別養護老人ホーム樂寿苑 | 2023年9月1日 | ― | 2029年8月31日 |

地域密着型サービス

**【受講を義務付けられた研修受講機会の確保】**

**研修機会が少ないので、ご注意ください。**

◆　地域密着型サービス事業所の職種のうち、研修が義務付けられている職種については職員の退職等も考え、計画的に受講し、事業所の運営に支障のないようにしてください。

◆　令和５年度は、山口県より委託を受けた山口県社会福祉協議会が、下記の研修を開催するものとなっています。

　　・　認知症介護実践者研修（令和５年６月12日申込終了）

　　・　認知症介護実践リーダー研修（令和５年６月12日申込終了）

　　・　認知症対応型サービス事業開設者研修（令和５年11月14日申込終了）

　　・　小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修（令和５年12月５日申込終了）

　　・　認知症対応型サービス事業管理者研修（募集予定）

　　山口県社会福祉協議会の研修について、個別の事業所宛ての開催通知は、送付されませんので、上記研修の受講を希望される方は「かいごへるぷやまぐち」や県福祉研修センターのホームページで受講申込の状況を確認してください。

◆　令和５年度については、山口県宅老所・グループホーム協会が開催する認知症介護実践研修（実践者研修）も、開催されます。（令和５年10月31日申込終了）

～注　意～

※山口県社会福祉協議会と山口県宅老所・グループホーム協会の研修について受講申込者が多数の場合は、市から推薦された方（就任予定の方、もしくは職種に既に就任している方）が優先されることになっておりますが、推薦がなくても受講定員に空きがあれば受講することができます。

※研修はいきなり受講できません。受講対象者等をよく確認の上、受講をお願いします。

※ 実施主体が山口県でない研修を受講される場合は、修了証書が交付されるかなど、要

件等をよく確認の上、受講をお願いします。

**必要な研修を修了していない場合の取扱いについて**

①　小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していない場合

ア　介護報酬について

減算となります。

ただし、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合で、介護支援専門員を新たに配置し、その者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、ただちに減算の扱いとはなりません。なお、当該介護支援専門員が確約した研修を修了しなかった場合は、遡って減算となりますが、研修を終了しなかった理由が当該介護支援専門員の急な離職等、事業所の責に帰すべき理由以外のやむを得ない場合で、当該離職等の翌々月までに、研修を終了することが確実に見込まれる介護支援専門員を新たに配置したときは、当該研修を終了するまでの間は減算対象としない取扱いとなります。

イ　人員基準について

基準違反であり、文書指導、是正改善事項措置状況報告書の提出の対象となります。

ただし、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合で、介護支援専門員を新たに配置し、その者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、文書指導でなく口頭指導となります。この場合、確約した研修を修了しなかった場合は、文書指導の対象となります。

②　認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者が、実践者研修又は基礎課程を修了していない場合

ア　介護報酬について

減算となります。

ただし、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合で、計画作成担当者を新たに配置し、その者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、ただちに減算の扱いとはなりません。なお、当該計画作成担当者が確約した研修を修了しなかった場合は、遡って減算となりますが、研修を終了しなかった理由が当該計画作成担当者の急な離職等、事業所の責に帰すべき理由以外のやむを得ない場合で、当該離職等の翌々月までに、研修を終了することが確実に見込まれる計画作成担当者を新たに配置したときは、当該研修を終了するまでの間は減算対象としない取扱いとなります。

イ　人員基準について

基準違反であり、文書指導、是正改善事項措置状況報告書の提出の対象となります。

ただし、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合で、計画作成担当者を新たに配置し、その者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、文書指導でなく口頭指導となります。この場合、確約した研修を修了しなかった場合は、文書指導の対象となります。

③　認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所の管理者が管理者研修を修了していない場合

ア　介護報酬について

減算となりません。

イ　人員基準について

基準違反であり、文書指導、是正改善事項措置状況報告書の提出の対象となります。

ただし、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合で、管理者を新たに配置し、その者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、文書指導でなく口頭指導となります。この場合、確約した研修を修了しなかった場合は、文書指導の対象となります。

※　**上記のような事案が生じる可能性がある場合、必ず事前に岩国市福祉政策課へ相談してください。**

※　上記の「離職等」の「等」には、少なくとも次に掲げる例が含まれます。

・　現在の介護支援専門員、計画作成担当者、管理者が病気や家族の介護等の理由で休職する場合

・　やむを得ず法人内の事業所間で異動を行う場合

※　提出が必要な書類

・　確約書

・　受講仮申込書（管理者の場合は不要）

**計画作成担当者など介護支援専門員の資格が必要な職種について**

◆　地域密着型サービス事業所の職種のうち、介護支援専門員の資格を持った人員の配置が義務付けられている職種については、介護支援専門員資格の更新を忘れると介護支援専門員証が失効し、その職種に就けなくなります。救済措置はなく、人員基準欠如で減算の対象になる場合もありますので、更新研修を確実に受講し、事業所の運営に支障のないようにしてください。

地域密着型サービス

**【認知症介護に係る基礎的な研修の受講】**

**医療・福祉関係の資格を持っていない従業者に対し、「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を講じてください**

所定の医療・福祉関係の資格を持っていない従業者で、介護に直接携わる方に対して、採用後１年以内に「認知症介護基礎研修」を受講させるために必要な措置を、介護サービス事業者が講じることが義務付けられています（**令和６年３月31日に経過措置終了**）。

　以下に該当する方を除き、「認知症介護基礎研修」を受講させる義務が生じます。

|  |  |
| --- | --- |
| 右記の医療・福祉関係資格の所持者 | ・医師　　・歯科医師　　・薬剤師　　・看護師　　・准看護師・介護福祉士　・社会福祉士　・精神保健福祉士　・理学療法士・作業療法士　・言語聴覚士　・管理栄養士　　　・栄養士・あん摩マッサージ師　　　　・はり師　　　　　・きゅう師・介護支援専門員　　　　　　・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者　・生活援助従事者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員養成研修（一級課程・二級課程）修了者・認知症介護実践者研修（実践者研修・リーダー研修・指導者研修）修了者 |
| 右記に該当する方 | ・養成施設において認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書及び履修科目証明書により認知症に係る科目を受講していること確認できることが条件）・福祉系高校の卒業生 |

　研修等の開講状況については、「かいごへるぷやまぐち」等で情報提供しておりますので、ご確認ください。

地域密着型サービス

**【指定通知の掲示について】**

**事業所の見やすい場所に掲示しましょう。**

　地域密着型サービス事業所は、指定を受けた際の岩国市からの**通知の原本**を事業所の見やすい場所に掲示してください。

事業所が岩国市から正式に指定されていることを示すものとなり、利用者が安心して施設を利用することができます。

※「岩国市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則」の第３条第２項

法第78条の２第１項、第79条第1項、第115条の12第１項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

地域密着型サービス

**【勤務表の様式について】**

**勤務表の様式は、各サービスの基準や各種加算の算定のために必要な員数を確保していることが確認できるものとしてください。**

従業員の職種や勤務時間、サービス提供時間、常勤・非常勤の別、兼務内容などの各サービスに定められた基準や各種加算の算定に必要な員数を確保していることの確認に必要な項目が記載されているものであれば、どのような様式を使用しても構いませんが、市に提出が必要な場合及び運営指導の際に提示する勤務表は**暦月で作成**したものとしてください。

※岩国市ホームページ「勤務表の様式について」のページに、人員基準の確認のために必要な項目や勤務表の様式例を掲載していますので参考にしてください。

地域密着型サービス

**【変更届の提出について】**

**変更届の必要提出部数は正本１部としています。**

変更届は正本１部、副本１部を作成し、**正本１部を市へ提出**、副本１部は事業所で保管してください。

**変更届の提出は10日以内に！**

変更届については、介護保険法第78条の５や第115条の15の規定により、※厚生労働省令で定める事項に変更があった場合は、「変更があったときから10日以内に提出しなければならない」こととなっていますので、**必ず10日以内**に提出してください。

※　厚生労働省令で定める事項

介護保険法施行規則の第131条の13(指定地域密着型サービス事業者の名称等の変更の届出等)　や　第140条の30(指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称等の変更の届出等)　に届出が必要な事項が書かれています。

　　＜届出が必要な事項＞

・　事業所（施設）の名称

* 事業所（施設）の所在地

　　・　申請者の名称

* 主たる事業所の所在地
* 法人等の種類
* 代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所

　　・　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該事業所に関するものに限る）

* 共生型サービスの該当有無

　　・　建物の構造概要（小規模多機能・ＧＨ・地密型特定・地密型特養のみ）、事業所の平面図及び設備の概要（すべての地域密着型サービス事業所）

　　・　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴（経歴のみ認知症対応型通所・小規模多機能・ＧＨが届出の対象）

　　・　運営規程

　　・　協力医療機関（病院）、協力歯科医療機関の名称、診療科、契約内容（地密型通所・認知症対応型通所以外）

* 事業所の種別等

　　・　介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制（小規模多機能・ＧＨのみ）

　　・　本体施設がある場合、本体施設の概要、並びに施設と本体施設との間の移動経路、方法、移動に要する時間（サテライト型の場合のみ）

　　・　併設施設がある場合、併設施設の概要（併設施設のある場合のみ）

* 連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地（定期巡回随時対応型訪問介護看護のみ）

　　・　介護支援専門員の氏名及びその登録番号（地密型通所・認知症対応型通所以外）

《運営規程の変更のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」の場合の取扱い》

以下の①から③までの条件を全て満たしている場合には、次の取扱いが可能となります。

①次の職種の変更でないこと

・管理者　・介護支援専門員　・計画作成担当者

②厚生労働省令の人員基準を満たしていること

③従業者の員数の変更により、介護報酬算定体制の変更（加算、減算）がないこと

「従業者の職種、員数及び職務の内容」の変更に係る変更届の提出に限り、毎年４月１日時点の情報を４月10日までに届け出ることが可能です。

つまり、この場合には、毎年４月１日に前年の４月１日と比較して変更している事項について変更届の提出を行い、過去１年間の間に２回以上の変更があったとしても、変更届の提出は年１回ということになります（前年の４月１日から従業者の員数に変更がない場合は、変更届の提出は不要です）。

ただし、この取扱いをする場合には、４月10日までの変更届の提出を忘れないように十分留意してください。

また、提出の際には、当該年４月の勤務予定表（様式自由）を添付してください。

＜注意点＞

「従業者の職種、員数及び職務の内容」に変更が生じた場合には、**変更届の提出が省略できるのであって、運営規程等の変更自体はその都度必要**であり、事業所内の**重要事項説明書**などの関係書類の内容は常に最新のものに更新する必要があります。

※　従業者数が増減してから１か月以内に増減前の人数に復元することが見込まれる場合には、運営規程の変更を省略することができます。

　　＜参　考＞

「員数」について、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において「○人以上」と記載することも差し支えないものとされています。

**資格や要件の必要な職種の従業者の変更**

　生活相談員や看護職員・機能訓練指導員など、資格や要件の必要な職種については、変更届の提出は必要ありませんが、資格証の写し又は経歴書と変更があった月の勤務表を提出してください。

**機能訓練指導員の資格要件の取扱いについて**

人員基準上配置が必要とされる機能訓練指導員については、有資格者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師※の資格を有する者）の配置が必置となります。

※はり師又はきゅう師・・・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で６月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります。

　なお、新たに有資格者の機能訓練指導員の配置をされた場合は、速やかに岩国市福祉政策課へ有資格者の資格証の写しと配置された月の勤務予定表を提出してください。

　また、加算要件や人員要件で専従の看護職員の配置が必要とされている事業所において、看護職員を機能訓練指導員として配置する場合は、看護職員と機能訓練指導員の勤務時間帯を明確に区分する必要があります。

**生活相談員の資格要件の取扱いについて**

　地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所に配置される生活相談員の資格要件については、指定基準の解釈通知により、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第45号）第５条第２項に準ずる（よる）もの」とされています。

　岩国市においては、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第５条第２項に定める生活相談員の資格要件を下記（1）または（2）のいずれかを満たすこととしています。

（1）次のいずれかの資格を有する者

①社会福祉士

②社会福祉主事任用資格

③精神保健福祉士

④介護福祉士

⑤介護支援専門員

（2）３年以上の実務経験を有する者

※なお、実務経験とは病院等での看護師、理学療法士等の経験年数は含めず、直接の介護業務を行った経験年数とする。

　地域密着型特定施設入居者生活介護事業所に配置される生活相談員については、基準上特段の規定はありませんが、生活相談員の責務や業務内容において、地域密着型通所介護事業所等の他の事業所と同等であることから、同様の資格要件を求めています。

　しかしながら、基準上では資格要件がないこと、昨今の介護従業者が不足している現状を踏まえ、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所に配置される生活相談員については、平成30年４月から次のとおりの取扱いとしています。

（1）原則、地域密着型通所介護事業所等と同様の資格要件を有する者の配置を必要とする。

（2）上記（1）の配置が行えず、その他の者を生活相談員として配置しようとする場合は、その都度、岩国市福祉政策課と協議する。

なお、新たに生活相談員の配置をされた場合は、速やかに福祉政策課へ資格証の写し又は経歴書と配置された月の勤務予定表を提出してください。

　また、１名の職員が生活相談員と介護職員等を兼務する場合は、生活相談員と介護職員等との勤務時間帯を明確に区分する必要があります。

**廃止・休止・再開の手続きについて**

事業の廃止・休止をする場合は、「廃止・休止届出書」を廃止・休止予定日の1か月前までに提出する必要があります。廃止又は休止の届出事項は、事業所名等のほか、廃止または休止の理由、現にサービスを受けているものに対する廃止後または休止期間中の措置についてで、休止の場合は休止予定期間についても届け出る必要があります。なお、サービス利用者の利便性を考慮し、休止期間は6か月以内とします。また、休止期間の延長は1回だけとし、当初の休止期間と合わせた休止期間は1年以内とします。

※　廃止年月日は月の末日としてください。

※　休止開始日は月の初日、休止終了日は月の末日としてください。

※　現にサービスを受けている利用者に対する措置については、他の事業者への紹介等を行い、利用者のサービス利用に支障を生じさせるおそれのないようにしてください。

前述の休止届出による事業休止後に、当該指定に係る事業を再開したときは、「再開届出書」を再開した日から10日以内に提出する必要があります。

また、休止前の状況と変更が生じている場合は、変更届により変更事項を届け出てください。

※再開日は月の初日としてください。

地域密着型サービス

**【加算等に係る体制の届出について】**

**届出受理日と算定開始日の関係に注意し、届出漏れのないよう気を付けてください。**

加算等を届け出た日と算定開始月は、次のように取り扱われています。

＜単位数増加の場合＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種別 | 届出受理日 | 算定開始日 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護夜間対応型訪問介護地域密着型通所介護認知症対応型通所介護介護予防認知症対応型通所介護小規模多機能型居宅介護介護予防小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護 | 各月15日以前 | 翌月 |
| 各月16日以降 | 翌々月 |
| サービス種別 | 届出受理日 | 算定開始日 |
| 認知症対応型共同生活介護介護予防認知症対応型共同生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設 | 各月１日 | 当該月 |
| 各月２日以降 | 翌月 |

＜加算の要件を満たさなくなった場合＞

加算の要件を満たさなくなった場合（単位数減算等）は、速やかに届出を行い、加算が算定されなくなった事実が発生した日（基準に該当しなくなった日）から、その請求を行わないでください。

**加算の算定要件について**

　新たに加算を算定する場合については、必ず届出前に算定要件について確認を行い、全ての要件を満たすようにしてください。

また、加算の算定を継続する場合にも、定期的に加算の算定要件を満たしているかを必ず確認してください。

※　各加算の要件（報酬告示・留意事項・国発出Ｑ＆Ａ等）及び届出に係る必要書類の様式については、岩国市ホームページ「介護給付費算定に係る体制等に関する（加算及び減算）届出について」や厚生労働省のホームページでご確認ください。

**認知症関連加算の算定要件・始期及び終期について**

　加算の算定要件として日常生活自立度を用いる場合の日常生活自立度の決定に当たっては、医師の判定結果又は主治医意見書（以下「判定結果」という。）を用いるものとなっています。認知症関連加算の基準日は判定結果の判定日（最終診察日）を用いてください。

　なお、月額報酬となる小規模多機能型居宅介護における認知症加算の算定に当たっては、その月末又は登録終了日の時点で該当する区分の加算が算定できるものとなります。

**（介護予防）小規模多機能型居宅介護における初期加算の算定について**

小規模多機能型居宅介護における初期加算は、事業所での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから算定されるものであり、同一の事業所において利用者の要介護状態区分が要支援から要介護に変更となっても、初期加算算定期間は要支援・要介護の期間を通じて考えるものとなります。

**口腔・栄養スクリーニング加算の算定について**

口腔・栄養スクリーニング加算は、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態（※）について確認を行い、介護支援専門員に情報提供を行った際、６か月ごとに算定が可能です。

※栄養アセスメント加算又は口腔機能向上加算の算定に係るサービス提供中の場合は、どちらか行っていない方の状態のみ

なお、担当の介護支援専門員が変更となった場合や、サービス事業所が変わった場合等であっても、１利用者に対して６か月ごとしか算定できません。

**科学的介護推進体制加算の算定について**

　科学的介護推進体制加算の算定の要件となっているＬＩＦＥへの情報提出は、以下①～④のいずれかに該当する月の翌月10日までに行ってください。

①　事業所で科学的介護推進体制加算の算定を開始しようとする月

②　①の後にサービスの利用を開始した利用者においては、サービスの利用を開始した月

③　①又は②の月のほか、少なくとも６か月ごと

④　利用者がサービスの利用を終了する月（※）

　　※居住系・施設系サービス及び看護小規模多機能型居宅介護については、入院等により30日以上サービスの利用が中断した場合も情報提出が必要。

　　※通所系サービス及び小規模多機能型居宅介護において、入院等により、サービスの利用を終了するかどうかわからなかった場合や、居住系・施設系サービス及び看護小規模多機能型居宅介護において30日以上サービスの利用が中断するかどうかがわからなかった場合は、そのことが明らかとなった日の直近の報告期日までに情報提出を行うこと。

　また、科学的介護推進体制加算の算定にあたっては、ＬＩＦＥへの情報提出だけではなく、フィードバックされた情報を活用することも要件となっています。フィードバックされた情報を検証し、必要に応じて、個別サービス計画を見直すなどサービスの質の向上に役立ててください。

GH・地密型特定施設・地密型特養

**【福祉用具について】**

**福祉用具の事業所での提供について**

グループホーム、地域密着型特定施設及び地域密着型介護老人福祉施設の入居・入所者が介護ベッドや車いす等の福祉用具レンタルを保険給付で利用することはできません。

理由としては、当該費用が介護報酬に含まれているとの趣旨であり、そのような福祉用具は事業者が準備することが前提だからです。

よって、福祉用具レンタルの対象になっている福祉用具を利用する費用は事業者が負担するべきであり、入居者に負担させることはできません。

　なお、入居者の特別な希望（ケアプランで想定されていないもの）により標準的な福祉用具以外のものを利用する場合はこの限りではありません。

　　　地域密着型サービス

**【介護職員処遇改善加算等に係る届出について】**

**届出書類の提出期限**

**♦　処遇改善計画書**

**（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）**

・算定月の前々月末日までに提出

※　加算を算定する場合、処遇改善計画書は毎年提出する必要があります。

※　法人役員が介護職員の業務と兼務している場合、当人は介護職員処遇改善加算の対象となります。この場合、当人の介護職員としての給与及び処遇改善額のみを記載してください。（役員報酬額は含まない。）

※　新規申請又は加算項目に変更がある場合、計画書とは別に「介護給付費算定に係る体制等に関する届出」の提出が必要です。

必要な様式は、岩国市ホームページの「介護給付費算定に係る体制等に関する（加算及び減算）届出について」からダウンロードできます。

※　下記の変更が生じる際には、速やかに変更届を提出してください。

1. 会社法による吸収合併、新規合併等により処遇改善計画書の作成単位が変更となる場合
2. 複数の介護サービス事業者等について一括して申請を行う事業者において、当該届出に関係する介護サービス事業所の増減があった場合
3. 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する事項に限る）した場合
4. キャリアパス要件等に関する適合条件に変更があった場合（介護職員処遇改善加算）
5. 介護福祉士の配置等要件に関する適合状況に変更があり、該当する加算の区分に変更が生じる場合（なお、喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、３か月以上継続した場合には、変更の届出を行うこととする。）（介護職員等特定処遇改善加算）

**◆　実績報告書**

**（介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算）**

・各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに提出

※　必要書類の詳細、記載内容については、かいごへるぷやまぐち及び岩国市ホームページをよくご確認ください。

※　必要な様式は、岩国市ホームページの「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出様式について（新規・変更・実績報告）」からダウンロードできます。

※　当該加算を算定する場合も、他の加算と同様に、重要事項説明書等により利用者への説明、同意、適切な手続きを講じるようご留意ください。

GH・地密型特定施設

**【介護保険の給付対象外の費用の徴収について】**

**病院へ通院する場合の付添料や交通費の徴収について**

　協力医療機関へ通院する場合の付添料や交通費などの費用については、介護保険給付対象内の介護サービス費用であり、当該費用が介護報酬に含まれているため、入居者に負担させることはできません。

　ただし、協力医療機関以外の遠方の医療機関に入居者の希望によって通院する場合等、入居者の特別な希望により行われる個別サービスについては、介護保険給付対象外の介護サービス費用とみなし、入居者に負担させることは可能と考えます。

　また、これらの費用については、全額が入居者の負担になることから、あらかじめ利用者及びその家族に対して、重要事項説明書などにより当該サービスの内容及び費用等について十分に説明を行い、同意を得ることが必要です。

平成21年２月23日山口県説明会資料「地域密着型サービス等に係る市町からの照会・回答」から抜粋

（問１）グループホームの入居者が、施設の協力医療機関に通院する場合の費用について、入居者から別途当該費用を徴収することは可能か。

（答）グループホーム入居者につき、処遇上必要と考えられる行事や機能訓練、通院等に係る付添料や交通費などの費用については、別途入居者から徴収することはできないものと考えます。

　ただし、例えば協力医療機関以外の遠方の医療機関に入居者の希望によって通院する場合や、医師が必要と認める回数を超えて通院する場合の費用については、入居者との契約により実費を徴収することは可能と考えます。

地密型通所・認知症通所

**【介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱い】**

岩国市ホームページ「地域密着型通所介護指定基準」「認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護指定基準」に掲載した「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」のページに、「介護保険最新情報」（Vol.678　 平成30年９月28日）及び岩国市の地域密着型・認知症対応型通所介護における取扱いを掲載していますので確認してください。

地域密着型サービス

**【提供拒否の禁止】**

**事業者は正当な理由なくサービスの提供を拒んではなりません**

　正当な理由とは、当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合、利用申込者の居住地が当該事業所の通常の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合となります。

地域密着型サービス

**【サービス提供困難時の対応】**

　事業者は、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のサービス提供事業者等や適切な病院・診療所・介護老人保健施設・介護医療院等の紹介、その他必要な措置を講じなければなりません。

全サービス共通

**【事故報告について】**

**事故報告書の提出について**

**（岩国市内事業所（県指定事業所を含む）で発生したものが対象）**

市への報告について、事業所内で**事故**が発生した場合には、すみやかに報告書を提出してください。

また、事故にあわれた方やその家族の方などとのトラブルの有無について併せて記載していただくとともに、トラブルとなった場合は内容について報告をしてください。

　なお、事故にあわれた方が他市町村の被保険者の場合は、当該他市町村と岩国市の双方に報告してください。

※　報告すべき事故の程度は、以下のとおりです。

 １　死亡に至った事故

　２　医師（施設の勤務医・配置医を含む）の診断を受け、投薬・処置等の何らかの治療が必要になった事故

　３　骨折事故（入院を伴わないものを含む）

※　利用者の送迎中に重大な事故が発生した場合も、事故報告書を提出してください。

※　事故報告書の様式は、岩国市ホームページからダウンロードできます。また、岩国市の介護保険施設等における事故報告ガイドラインも作成しておりますので、ご確認ください。

　●事故発生に関する状況報告書（岩国市ホームページ内）

https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/28/7392.html

各事業所においては、これまでも事業所内で発生した事故や、事故には至らなかったが発生しそうになった場合において、その事例を記録して、今後の改善策を検討する資料とし、職員全体で安全確保に関する情報を共有して、再発防止に役立てておられると思います。

今後とも職員一人ひとりが「安全」に関して認識し、何かあればいつでも気軽に言い合える風通しの良い職場環境づくりに取り組まれるよう努めてください。

利用者の方の体力や筋力の低下に伴い、転倒や誤嚥のリスクの高い状態の方も多くおられると思いますが、見守り等により、できるだけ事故が起こらないよう、ご配慮をお願いします。

令和５年度上半期に報告のありました事故に関して、別紙資料１のとおり、まとめました。今後の改善策の検討等にご活用ください。

全サービス共通

**【感染症・食中毒等発生時の報告について】**

**発生が疑われる場合には、市及び保健所に迅速に報告をお願いします。**

施設等において感染症や食中毒等が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じていただくとともに、市及び保健所に対して、その内容等の報告をお願いしています。また、マニュアルを整備し、普段から従業者の理解を深めてください。

※ただし、上記に関わらず、感染症・食中毒等の発生が疑われる場合には、まずはご一報をお願いします。

厚生労働省通知（平成17年2月22日付　※令和5年4月28日　一部改正）

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」＜抜粋＞

＜報告基準＞

ア　同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤

患者が１週間以内に２名以上発生した場合

イ　同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全

利用者の半数以上発生した場合

ウ　ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生

が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

＜報告する内容＞

・感染症又は食中毒が疑われる者等の人数

・感染症又は食中毒が疑われる症状

・利用者への対応や事業所の対応状況等

**※感染症・食中毒等の報告や、対応に係る詳細については、下記の通知等をよくご確認ください。**

●「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日老発第0222001号　※令和5年4月28日　一部改正)

●「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）

　●「介護現場における感染対策の手引き 第３版（令和５年９月）」

https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf（厚生労働省ホームページ）

**新型コロナウイルスへの対応について**

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年２月17日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等に掲げる一連の事務連絡でお示ししているところですが、令和５年５月より感染法上の分類において新型コロナウイルスが５類に引き下げられたことにより、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和５年５月１日付厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡）にて各種取扱いが変更しておりますのでご注意ください。

感染防止対策については、「介護現場における感染対策の手引き　第３版（令和５年９月）」や「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点」（令和３年11月24日事務連絡）に留意点が示されているため、事業実施に当たっては、引き続き、その内容を十分ご確認の上、利用者に必要なサービスを提供していただくようお願いします。

＜新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告について＞

令和５年11月１日以降、報告が必要な対象事案を、前述の感染症や食中毒等発生時の報告と同様の取扱いとしますので、該当する場合には、所定の様式により、岩国健康福祉センター及び事業所を所管する県又は市の担当課にご報告をお願いします。

なお、岩国市への報告の対象となる事業所に係る報告様式については、以下のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

●「介護サービス事業所・介護施設等における新型コロナウイルス感染症陽性者の発生報告について」（岩国市ホームページ）

https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/28/75972.html

介護サービスの継続的な提供については、「介護サービス事業所によるサービス継続について（その３）」（令和３年４月23日付け厚生労働省事務連絡）等により示されているとおり、介護サービス事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対し必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要です。

なお、感染が拡大している地域の家族等との接触があり、新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由に、サービス提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由に該当しません。また、新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者ではないにも関わらず、サービスの利用にあたり、新型コロナウイルス感染症の陰性結果の証明書を求めることについては、正当な理由がない場合のサービス提供拒否の禁止や医療機関・保健所の業務のひっ迫回避の観点などから、避けるようお願いしているところです。

個々の利用者の状況により、サービスの利用を控えることを求める場合があったとしても、利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に他の事業所による適切な代替サービスの検討を行い、利用者の同意を得た上で、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保していただくようお願いします。

●「新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護（支援）者に対する介護サービス事業所のサービス継続について」（介護保険最新情報Vol.920）（令和３年２月８日付け事務連絡

●「介護サービスの継続的な提供について」（令和２年11月４日　令２長寿社会第748号　　山口県健康福祉部長寿社会課長通知）

●「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について」（令和４年８月19日付岩国市通知）

全サービス共通

**【衛生管理等について】**

**従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行なってください。**

**また、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めてください。**

　事業所において感染症が発生、又は蔓延しないよう、従業者の定期的な健康診断は必ず行い、予防接種の実施等の対策を講じてください。また、清掃、消毒、汚物処理等の業務を行なう際にはマスク・手袋の着用、手洗い・うがいを行い、事業所内の衛生管理に努めてください。対応に係る詳細については、下記の通知をよくご確認ください。

●「介護現場における感染対策の手引き第３版（厚生労働省老健局　令和５年９月）」

**事業所において感染症が発生又はまん延しないよう、委員会での検討、指針の整備及び研修・訓練を実施してください。**

　感染症の発生又はまん延を防止するため、次の措置を講じることが必要となります（**令和６年３月31日に経過措置終了**）。未実施の措置について、必要な対応をとられますようお願いいたします。

１　感染症の予防及びまん延の防止の対策を検討する委員会をおおむね６か月に１回以上（地域密着型特養等は、おおむね３か月に１回以上）開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

　　※他の会議と一体的に設置・運営して差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行っても差し支えない。

２　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

　　※平時の対策として、事業所内の衛生管理やケアに係る感染対策等、発生時の対応として、発生状況の把握や感染拡大の防止、関係機関への連携や行政等への報告、事業所内及び関係機関への連絡体制を記載。

３　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

また、研修の実施に際しては、感染対策についてまとめた動画や研修サイトが掲載されている、以下のホームページもご活用ください。

●「介護職員にも分かりやすい感染対策の動画まとめページ」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/douga\_00006.html（厚生労働省ホームページ）

全サービス共通

**【虐待防止について】**

**養介護施設従事者等は高齢者虐待を発見しやすい立場にあります。早期発見に**

**努めましょう。**

・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）第５条では、養介護施設及び養介護施設従事者等は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

・養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと「思われる」高齢者を発見した場合は、市町村（地域包括支援センター）へ通報しなければなりません。（第21条）

・高齢者虐待の相談や通報を行うことは、守秘義務違反にはなりません。（第21条６項）

・高齢者虐待の通報をした従業員等は、通報したことを理由に解雇、減給などの不利益な取扱いを受けません（虚偽や過失を除く）。（第21条７項）

**養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講じましょう。**

高齢者虐待防止法第20条では、養介護施設設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のため、高齢者虐待防止に関する研修の実施、高齢者及び家族からの苦情処理の体制の整備、その他の養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとされています。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 養介護施設 | 養介護事業 | 養介護施設従事者等 |
| 老人福祉法による規定 | ・老人福祉施設・有料老人ホーム | ・老人居宅生活支援事業 | 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 |
| 介護保険法による規定 | ・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター | ・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業 |

（高齢者虐待防止法第2条）

**高齢者虐待の発生又は再発を防止するため、委員会での検討、指針の整備及び研修を実施してください。**

高齢者虐待の発生・再発の防止のため、事業者は、新たに次の措置を講じることが必要となります（**令和６年３月31日に経過措置終了**）。未実施の措置について、必要な対応をとられますようお願いいたします。

１　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

※他の会議と一体的に設置・運営して差し支えない。また、他のサービス事業者との連携等により行っても差し支えない。

※委員会では、以下のような事項を検討する。

　・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

　・虐待の防止のための指針の整備に関すること

　・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

　・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

　・従業者が高齢者虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

　・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

　・防止策を講じた際、その効果についての評価に関すること

２　事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

　　※指針の項目として、以下のような事項を盛り込む。

・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

・成年後見制度の利用支援に関する事項

・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項　　　　　等

３　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

４　以上３点の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

また、事業所の運営規程の中に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めることが規定されています（**令和６年３月31日に経過措置終了**）。事業所におかれては、虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を運営規程に追記くださいますようお願いいたします。

全サービス共通

**【身体的拘束等について】**

**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはいけません。**

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束等を行ってはならないことになっています。

※　身体的拘束等・・・身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為

身体的拘束等をすることができるのは、**「切迫性」「非代替性」「一時性」**の３つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

これらの手続きの方法や、身体的拘束等をする前に取り組むべきことなどについては、**『身体拘束ゼロへの手引き』**（2001年、厚生労働省）に記載されていますので、これを読まれたり研修に参加されたりして、制度の理解を深めてください。

GH・地密型特定施設・地密型特養

**身体的拘束等の適正化**

居住系サービス及び施設系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための指針の整備や、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催などが義務付けられています。

〔適正化のための基準〕

　１　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

　２　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

　３　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

　４　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催すること。

　※　関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

〔身体拘束廃止未実施減算〕

　　前述に記載している基準の内容について未実施の場合は、減算となります。

全サービス共通

**【秘密保持等について】**

**事業所の従業者及び従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た**

**利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じてください。**

指定介護事業所においては利用者の個人情報について第三者に洩れることがないよう、従業者の雇用契約書にて秘密保持について同意を得る等、必要な措置を講ずるよう求められています。事業にあたっては、下記のガイダンスを参考に利用者の個人情報の取扱いに十分な配慮を行なうよう努めてください。

●「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（厚生労働省ホームページ）

地域密着型サービス

**【苦情の受付について】**

**「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」をそれぞれ設置してください。また、第三者委員も設置することが望ましいと考えます。**

苦情解決体制は、苦情解決の責任主体を明確にするため、「**苦情解決責任者**」とサービス利用者が苦情の申出をしやすい「**苦情受付担当者**」をそれぞれ設置してください。

また、苦情処理の体制について、利用者にわかりやすいように重要事項説明書に記載してください。

事業所内の苦情受付のみならず、行政機関等の苦情受付機関も記載してください。

なお、苦情解決に客観性を確保するため第三者委員を設置することが望ましいと考えます。

＜参考：指定事業所における重要事項説明書の苦情受付に係る行政機関等＞

　　○岩国市　福祉部　福祉政策課

　　　　所在地　　　岩国市今津町一丁目14-51

　　　　電話番号　　0827-29-5072　　FAX番号　　0827-21-3337

　　　　受付時間　　8：30～17：15（月曜日～金曜日）

　　○山口県国民健康保険団体連合会

　　　　所在地　　　山口市朝田1980番地７

　　　　電話番号　　083-995-1010　　　FAX番号　　083-934-3665

受付時間　　9：00～17：00（月曜日～金曜日）

○山口県福祉サービス運営適正化委員会

所在地　　　山口市大手町９番６号

　　　　電話番号　　083-924-2837　　　FAX番号　　083-924-2793

　　　　受付時間　　8：30～17：00（月曜日～金曜日）

※　「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日老発第514号）（平成29年3月7日一部改正　老発0307第42号）

全サービス共通

**【介護現場におけるハラスメント対策について】**

**職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等が必要です**

事業者は職場におけるハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないこととされています。

　事業者が講ずべき措置の具体的な内容については、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号）」に規定されています。

＜各指針に記載されている「事業所が講ずべき措置」＞

●事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

　　・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発すること。★

　　・行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定。

　●相談・苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

　　・相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。★

　　・相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応すること。

　●職場におけるハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

　　・事実関係を迅速かつ正確に確認すること。

　　・速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと

　　・事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと

　　・再発防止に向けた措置を講ずること

　●その他併せて講ずべき措置

　　・相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知すること

　　・相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

　※★マークの項目は、地域密着型サービス等の指定基準の解釈通知上、特に留意されたいとされているもの。

また、介護現場では特に、利用者又はその家族等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止が求められています。「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理者・職員向け）研修のための手引き」等を参考に、事業所の取組をご検討ください。

●「介護現場におけるハラスメント対策」厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html

全サービス共通

**【非常災害対策について】**

**「非常災害」「火災」へ万全の備えを！**

**・マニュアルは事業所の実態にあったものかどうか、事業所内で検討してください。**

**・事業所の所在地は「土砂災害警戒区域」・「土砂災害特別警戒区域」や「浸水想定区域」内などにありませんか？**

**災害は身近で起こりうることを念頭において、計画やマニュアルなどを確認し、地域の実状に即したものとしてください。また、日頃から事業所全体で消防・地震・風水害対策計画の内容を把握し、防災意識の向上、消防・避難設備の点検及び避難訓練等の実施に努めてください。**

地域主権推進一括法により、市町村が地域密着型サービスの基準を条例等により定めることとなり、岩国市が厚生労働省令に上乗せした独自基準として、「非常災害対策」の項目に「防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備」を規定し、平成25年４月１日より条例を施行しています。

また、山口県が指定権限者となる介護保険施設等においても同様の基準が設定されており、平成24年10月１日より施行されています。

◆条項の内容及び留意事項について　※下線部が県・岩国市独自の上乗せ部分

**①施設内防災計画について**（第１項、第５項関係）

「施設内防災計画」とは、地震、風水害、火災その他の災害が発生した場合における安全の確保のための体制及び避難の方法等を定めた防災計画をいい、具体的には、以下の計画等を指す。

ア　消防法施行規則第３条第１項に規定する「消防計画」（これに準ずる計画を含む。）

イ　「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」（平成22年１月山口県健康福祉部）に基づき、周辺の地域の環境（施設の立地状況を踏まえた様々な災害の危険度）及び入所者・利用者の特性（自力で避難できない者を限られた職員が避難誘導等をしなければならないことなど）等、施設の実情に応じて、各施設・事業者が作成する「防災マニュアル」

なお、施設内防災計画は、第３項及び第４項の訓練の結果や、立地環境の変化等を踏まえて、定期的に内容の検証と必要な見直しを行うこと。

**②必要な体制整備と周知について**（第２項関係）

施設及び事業者は、「施設内防災計画」に基づき、以下の体制整備を行うこと。また、ア及びイについて、定期的に従業者、入所者・利用者及びその家族に周知すること。

ア　関係機関（市町、消防署、警察署等）への通報・連絡体制

イ　入所者を円滑に避難誘導するための体制

ウ　市町等との連携協力体制

**③不断の注意について**（第３項関係）

施設及び事業者は、非常災害に備えるため、災害時はもちろんのこと平常時から以下の情報収集等に注意を払うこと。

ア　入所者・利用者の状態、家族の連絡先等の利用者情報の把握

イ　気象情報・災害危険箇所の状態等の必要な情報の収集

ウ　職員への防災教育、入所者の防災意識向上等

**④訓練の実施について**（第３項、第４項関係）

「訓練」には、消防法上の自衛消防訓練である消火訓練、通報訓練、避難訓練、総合訓練の他、参集訓練、連絡網の確認訓練等があるが、このうち避難訓練及び消火訓練については、「施設内防災計画」で定めた時期、回数に基づき、定期的に行わなければならないこと。

なお、避難訓練には「自力で避難が困難な者に対する避難・救出訓練」を含むものであり、特に、入所施設又は夜間に利用する者がある事業所については、夜間又は夜間を想定した訓練を行うなど、実態に即した実効性のある訓練を実施するよう留意する必要がある。

また、「岩国市市民メール」では、防災情報を電子メールで携帯電話やパソコンに配信していますので、登録し、災害情報の入手に活用していただくとともに、災害時には地域の状況に応じて、早めに安全の確保を図れるよう、各事業所の判断により、適切な行動をお願いします。

※「福祉・医療施設防災マニュアル作成指針」の入手

　　山口県ホームページ厚政課のページを確認してください

（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/17760.html>）

※岩国市市民メールの登録

岩国市ホームページ危機管理課のページを確認してください。

（<https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/9/23609.html>）

※大規模な災害が発生した場合には、必需品を指定避難所などに優先的に支給すること等から、行政も即座に施設への救援活動を実施できない可能性があります。水、食料、寝具、医療品、その他必需品を常備する等、非常時において施設で利用者及び職員の生活が維持できるよう努めてください。

**浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となっています。**

　激甚化する水災害に対応し、「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、平成29年６月19日に水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等に、避難確保計画の作成・市町村長への報告・避難訓練の実施が義務付けられています。

**※　別紙資料２「水防法・土砂災害防止法が改正されました」参照**

　対象となる要配慮者利用施設は、「岩国市地域防災計画（資料編）」の第９章災害危険箇所（９－16、９－17、９－18）に記載されています。「岩国市地域防災計画」は、岩国市ホームページ（https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/9/1933.html）に掲載されておりますのでご確認ください。また、現在、地域防災計画に記載されていない施設でも、洪水・津波等による浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある施設は、順次、記載を行うため、該当する区域にある施設は計画の作成・報告をお願いします。

　避難確保計画作成にあたり、計画に記載すべき事項は、

　・防災体制に関する事項

　・避難の誘導に関する事項

　・避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

　・防災教育及び訓練の実施に関する事項

　などとなっており、既存の「施設内防災計画」に上記の項目を追加して作成することもできます。

**※　別紙資料３「非常災害対策計画と避難確保計画の比較」参照**

　避難確保計画を作成（変更）したときは、その計画を市町村長へ報告する必要があります。

岩国市における報告先：**岩国市総務部危機管理課**

国土交通省のホームページに、「避難確保計画作成の手引き」や避難確保計画作成に役立つ情報が紹介されていますので、参考にしてください。

**「土砂災害防止法が改正されました～要配慮者利用施設における円滑な避難のために～（平成29年6月19日）」**

http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01\_fr\_000012.html

**「要配慮者利用施設の浸水対策」**

http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-

suibou02.html

※避難確保計画の作成については、ホームページ「要配慮者利用施設の浸水対策」内の「避難確保計画作成・活用の手引き、要配慮者利用施設における避難確保に関するeラーニング教材」を参照してください（【土砂災害】、【洪水・内水・高潮】、【津波】共通）。

全サービス共通

**【業務継続計画の策定について】**

**感染症や非常災害の発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう業務継続計画を策定してください。**

感染症や非常災害が発生した場合にサービスの早期再開や継続を図るため、指定地域密着型サービス事業者等は、事前の対策や非常時の行動基準・実施事項等について取りまとめた業務継続計画を策定し、計画に従った必要な措置をとることが義務付けられています（**令和６年３月31日に経過措置終了**）。

業務継続計画の策定にあたっては、以下の通知やホームページを参考にしてください。

【介護施設・事業所における業務継続ガイドライン・ひな形・研修動画】

厚生労働省ホームページ**「介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修」**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/douga\_00002.html

厚生労働省ホームページ**「社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど」**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html

また、職員に対して業務継続計画を周知し、必要な研修・訓練を定期的に実施するとともに、定期的に計画の見直しを行い、必要があれば変更を行ってください。

地域密着型サービス

**【運営推進会議の目的と議題】**

**地域密着型通所・認知症通所事業所では、「おおむね６ヶ月に１回」、**

**小規模多機能型居宅介護・ＧＨ・地域密着型特定・地域密着型特養事業所では、「おおむね２ヶ月に１回」の運営推進会議の開催が必要です。**

地域との連携等については、地域密着型サービスの運営基準の第34条にて「運営推進会議」の設置が規定されており、上記、サービスごとに定められた期間に１回以上、運営推進会議に対し活動状況（※）を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。解釈通知において、会議の目的のひとつとして、「事業所による利用者の抱え込みを防止」と記載があり、提供しているサービス内容等を運営推進会議に対して説明し、「抱え込みをしていない」ことを明らかにすることが、会議の重要な議題のひとつです。

この運営推進会議での報告、評価、要望、助言等については記録を作成するとともに、その記録を事業所内において公表することとなっています。

また、併設する事業所がある場合は、１つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うこともできます。

なお、運営推進会議の出席者が著しく少なく、管理者及び地域包括支援センター職員のみで開催されている例が見受けられましたので、出席者が参加しやすい日時を検討することや構成員に会議の開催意義の理解を求めるなどの対応をお願いします。

※　小規模多機能型居宅介護における運営推進会議で報告する活動状況の内容には、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの提供回数の状況を含めます。

＜複数の事業所の運営推進会議を合同で開催する場合の注意点＞

運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進の観点から、次に掲げる条件を満たす場合には、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催することが認められます。

１．利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。

２．同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等に所在する事業所であっても差し支えない。

　ただし、次の点に留意してください。

・合同で開催する回数が、１年度に開催すべき開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護を除く。）

・小規模多機能型居宅介護・グループホームにおいて、外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

＜テレビ電話装置等を活用して運営推進会議を行う場合の注意点＞

　テレビ電話装置等を活用して運営推進会議を行う場合、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等に同意を得なければなりません。

なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する必要があります。

●「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（個人情報保護委員会・厚生労働省）

　https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/iryoukaigo\_guidance/

●「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省）

　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275.html

小規模多機能・GH

**【外部評価について】**

**小規模多機能型居宅介護では運営推進会議において外部評価を行います。**

　小規模多機能型居宅介護の外部評価については、１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととなっていますので、実施に当たっては以下の点にご留意ください。

ア　自己評価は、①事業所の全ての従業者が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、②その上で他の従業者の振り返り結果を当該事業所の従業者が相互に確認しながら、現状の課題や質の向上に向けて必要となる取組等について話し合いを行うことにより、小規模多機能型居宅介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

イ　外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。

ウ　このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定小規模多機能型居宅介護に知見を有し、公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。

エ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。

オ　指定小規模多機能型居宅介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成25年度老人保健健康増進等事業「運営推進会議等を活用した小規模多機能型居宅介護の質の向上に関する調査研究事業」（特定非営利活動法人全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。

**グループホームでは外部評価機関による外部評価を受審するか、運営推進会議で外部評価を行うか選択ができます。**

**〇外部評価機関による外部評価を受審する場合**

指定基準において、自己評価と外部評価機関による外部評価は少なくとも年に１回実施しなければなりません。（新規開設事業所は、開設後概ね６月経過後に自己評価を行い、１年以内に外部評価の実施、結果の公表を行うこととなっています。）

なお、一定の要件を満たす事業者に限り、外部評価の受審回数を２年に１回とすることができるものとなっています。

受審緩和にはいくつか要件があり、そのうちで、運営推進会議に関係する要件としては次のようなものがありますので、受審緩和の申請をしようと考えている事業者については、運営推進会議開催にあたっては参考にしてください。

◆　運営推進会議年６回以上開催(過去１年間)

◆　運営推進会議への地域包括支援センター職員又は市の職員の常時出席(過去１年間）

◆　過去に外部評価（運営推進会議で行う場合は除く）を５年間継続して実施している

※外部評価の受審頻度緩和期間も、自己評価の実施、結果の公表及び指定を受けた市町村への提出が必要です。

なお、自己評価を実施していない場合は、次回の外部評価の受審頻度緩和認定を申請する際、認定要件を満たさないことになりますのでお気をつけください。

※ 受審頻度緩和についての詳細は、かいごへるぷやまぐちに掲載されていますので、ご確認ください。

**〇運営推進会議で外部評価を行う場合**

運営推進会議で外部評価を行う場合、１年に１回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検（自己評価）を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価（外部評価）を行うこととなっていますので、実施に当たっては以下の点にご留意ください。

ア　自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い、指定認知症対応型共同生活介護事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すものである。

イ　外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすることが必要である。

ウ　このようなことから、運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し、公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要であること。

エ　自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公表することが考えられるが、法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターへの掲示等により公表することも差し支えない。

オ　指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。

※　「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価のあり方に関する調査研究事業」（公共社団法人日本認知症グループホーム協会）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/94\_nihonGHkyoukai.pdf

※　自己評価・外部評価に係る項目については、国が参考例として示している「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」を岩国市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご活用ください。

https://www.city.iwakuni.lg.jp/soshiki/28/1343.html

※　外部評価機関による外部評価を２年に１回とする「受審頻度緩和」を行うことができる要件の１つに「過去に外部評価を５年間継続して実施している」ことがありますが、運営推進会議による外部評価を実施した年は、この継続年数に含めることができませんのでご注意ください。

**自己評価・外部評価の結果は利用者及びその家族への提供が必要です。**

自己評価結果及び外部評価結果については、介護サービスの利用予定者及び利用者による事業所の選択に資するため、以下のとおり公表することが必要です。

ア　利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記した文書に添付の上、説明すること。

イ　利用者及び利用者の家族へ手交若しくは送付等により提供を行うこと。

ウ　事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示すること。

エ　指定を受けた市町村に対し、評価結果等を提出すること。なお、この場合の市町村とは、事業所が所在する市町村に限らず、指定を受けた他の市町村に対しても同様の取扱いとする。

オ　評価結果等については、自ら設置する運営推進会議において説明すること。

地密型通所・認知症通所

**【事業所外活動について】**

**通所サービスは、基本的に事業所内において行なわれるものですが、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護にて、例外的に屋外サービスを実施する場合は、あらかじめ通所介護計画への位置づけが必要です。**

通所介護は、事業所内でサービスを提供することが原則ですが、次に掲げる条件を満たす場合においては、例外的に事業所の屋外でサービス提供することができます。

1. あらかじめ通所介護計画に位置づけられていること。
2. 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること。

なお、本来通所サービスに位置づけられている目的が達成できないこととならないよう留意してください。

【屋外サービスを行う際の留意点】

◆　あくまで例外的に実施する事項なので、実施の目的と事業所内では得られない効果があることはしっかり通所介護計画において読み取れるようにしておくこと。

◆　実施の回数については、制限は加えないが、原則（サービスの提供は事業所内）を踏まえた上で設定すること。

◆　事故やその補償について対応できるよう十分に検討しておくこと。（現在契約している保険の内容が“事業所内での事故”などに限定されていないか再度確認のこと）

認知症通所・GH

**【認知症の確認について】**

**・ＧＨへの入居の際は、医師の診断書等により認知症であることの確認が必要です。**

**・認知症対応型通所介護を利用する際はケアマネを通じて、主治医意見書もしくは主治医への照会により認知症であることを確認してください。**

　グループホームへの入居の際は、原則的に医師の診断書等による認知症の確認が必要となります。診断書の入手が速やかにできないなどやむを得ない場合は、あらかじめ主治医への照会により認知症であることの確認を行い、そのことを文書に記録しておいてください。なお、その場合も、認知症であることの確認文書として、入居後遅滞なく医師の診断書等を入手しておくように努めてください。

また、認知症対応型通所介護の利用者が認知症であることの確認については、介護支援専門員を通じて、直近の主治医意見書（有効期間内の介護認定に係るもので認知症の診断名があるもの）を参照してもらうか、主治医に照会してもらい、そのことを文書に記録しておいてください。

なお、認知症対応型通所介護の提供の開始に際しては、サービス担当者会議や介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護の必要性及び利用目的を十分検討・確認してください。

全サービス共通

**【補助金の助成を受けた施設・設備の財産処分等について】**

**国又は地方公共団体からの補助を受けた施設・設備を譲渡・廃止等する場合、事前に国又は地方公共団体からの承認が必要です。**

　事業所の建物の建設や設備の設置、備品の購入などで国又は地方公共団体からの補助を受けた場合、一定の期間内に財産処分を行おうとするときは事前に国又は地方公共団体からの承認が必要となります。

財産処分とは、事業所を他の法人に譲渡又は廃止する場合、設備や備品を譲渡・廃棄する場合、設備や備品を目的外使用する場合等があたります。

なお、場合によっては国又は地方公共団体への返還金が生じる場合があります。

地域密着型サービス

**【夜間及び深夜の勤務の取扱いについて】**

**一定の条件を満たす場合に限り、休憩時間について勤務を行わせているものとみなした取扱いが可能です。**

夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に勤務を行わせなければならない場合、夜間及び深夜の勤務に従事する介護従業者に対しても、労働基準法第34条の規定に基づき、労働時間が６時間を越える場合は少なくとも45分、８時間を越える場合においては少なくとも１時間の休憩時間を労働者に与えなければならないとされています。

本来であれば休憩時間は勤務とはみなされないので、休憩時間に他の介護従業者を確保する必要があります。しかしながら、この場合において、次に掲げる条件が満たされていれば、夜間及び深夜の時間帯を通じて１以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせているものと取扱って差し支えありません。

　　「当該従業者は、休憩時間を事業所内で過ごすこと。仮に、当該従業者が休憩時間中に当該事業所を離れる場合にあっては、あらかじめ、十分な時間的余裕をもって使用者にその意向を伝え、使用者が当該時間帯に必要な交代要員を当該事業所内に確保できるようにすること。」

また、当該時間帯は当該従業者が就労しないことが保証されている時間帯でありますが、仮に入居者の様態の急変等に対応して当該従業者が労働した場合には、当該労働に要した時間に相当する時間を当該夜間及び深夜の時間帯の中で別途休憩時間として取得する必要があるため、別途の休憩時間を取得した場合にはその旨を記録しておく旨の取扱いを定めておくことが望ましいといえます。

地域密着型サービス

**【自己点検表の活用について】**

**１年に１度は必ず自己点検を行ってください。**

サービスの提供に当たり、介護保険の指定基準（人員基準・設備基準・運営基準）の内容が、適切に実行されているかどうかを、自己点検するための様式です。

１年に１度は必ず自己点検を行ってください。

なお、運営（実地）指導を実施する際には、「自己点検表」を提出していただき、介護保険事業の実施状況を確認させていただきます。

地密型特養・特養

**【特例入所】**

**特別養護老人ホームにおける特例入所について**

特別養護老人ホームは、これまでも、重度の要介護状態で、ご自宅での生活が難しい方に優先的に入所していただくこととしていましたが、介護保険法が改正され、平成27年４月から、原則として、要介護３以上の方のみが入所できることとなりました。

なお、要介護１や要介護２の方であっても、やむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が困難な方については、特例入所の要件に該当する場合、特例的に入所できます。（待機者名簿に登載されるということであり、入所判定委員会の結果によっては**入所できない**場合もあります。）

**特例入所の要件**

要介護１又は２の申込者が、特例入所の要件に該当することを判断する場合、以下の４つの事情から考慮しますが、実際の特例入所の要件に該当するかの判定に際しては、それぞれの対象者が「居宅において日常生活を営むことが困難」か否かを総合的に検討することとします。

①　認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること

②　知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること

③　家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること

④　単身世帯である又は、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

**特例入所の取扱い**

要介護１又は２の方の特例入所申込があった場合、施設と保険者との間で情報の共有等を、以下のとおり行うこととします。

①　施設は、特例入所申込者に対し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由等の必要な情報を記載することを入所申込時に求めることとします。

②　特例入所申込があった場合、施設は、保険者に対し、入所申込書等、担当の介護支援専門員による居宅サービス計画書⑴、⑵およびサービス担当者会議の要点（以下「ケアプラン等」という。）など申込者の状況が確認できる資料を添付し、原則、書面により報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めること。

**※　上記資料だけでなく、特例入所に該当する理由を施設において取りまとめたものを提出してください。**

③　特例入所に関する意見を求められた場合、保険者は、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとすることとします。

④　施設は入所検討委員会を開催するにあたり、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者に意見を求めることが望ましいこととします。

　※「必要に応じて」とは、意見照会から長期間経過した場合などが考えられます。

**意見照会の手続きについて**

　次の場合は、保険者に意見照会を行ってください。

　　１．要介護1又は要介護２で入所が申し込まれた場合

　　２．平成27年４月以降に入所し、入所した時点は要介護３以上だったが、認定更新で要介護1または要介護２になった（なる可能性がある）場合

　※次の場合は、意見照会が不要です。

　　１．平成27年４月以前から入所している利用者が、認定更新で要介護1または要介護２になった場合

　　２．平成27年４月以降に特例入所で入所した利用者が、認定更新で要介護１又は要介護２となった場合

　地密型通所・認知症通所

**【個別サービス計画】**

**居宅サービス計画との整合性の確保**

　地域密着型通所介護計画や認知症対応型通所介護計画（個別サービス計画）は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成しなければならないこととされています。

　居宅サービス計画に入浴介助や機能訓練の必要性の記載がないものについて、個別サービス計画に盛り込むことはできません。

　また、サービス提供回数（曜日）や提供時間などが居宅サービス計画と一致しているかについても確認してください。

**個別サービス計画の提出**

　居宅サービス計画を作成した介護支援専門員は、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性を確認しなければならないこととされています。

　担当の介護支援専門員から個別サービス計画の提出の求めがあった場合は、提出をお願いします。

　　　地域密着型サービス

**【医薬品の使用の介助について】**

**服薬介助の注意点について**

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者が行うことのできる医行為については、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）（平成17年７月26日医政発第0726005号）」（以下、「医師法等の解釈通知」という。）により、その解釈が示されております。

　事業所・施設の従業者が行う内用薬の服薬介助に関しては、以下の点にご留意の上、対応をお願いします。

＜医師法等の解釈通知（抜粋）＞

患者の状態が以下の３条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化※された内服薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの座薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

①患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

②副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合でないこと

③内服薬については誤嚥の可能性、座薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

※「一包化」はホッチキス等により曜日・服薬時間帯ごとに“ひとまとめ”にされたものを含みます。一包化、ひとまとめのいずれの場合も、医師又は医師の指示を受けた看護師、あるいは薬剤師によってなされたものである必要があります。

　地域密着型サービス

**【「介護サービス情報公表」制度について】**

**「介護サービス情報報告システム」を活用した、情報の更新、報告について**

介護保険法第115条の35に規定されているとおり、介護サービス事業者は提供する介護サービスに係る介護サービス情報を事業所の住所がある都道府県の知事に報告し、公表することが義務付けられています。

例年９月頃に、「かいごへるぷやまぐち」にて報告月の末日までに、報告システムの専用ページから報告するよう求められる情報のうち、「基本情報」と「運営情報」については、この時に変更等を行う必要があり、報告月以外に変更等を行う場合については、県への相談が必要となります。（新規事業所については、介護サービスの提供を開始した月の翌月の末日までに登録が必要です。）

任意の情報については、報告月以外においても事業所で任意に登録・修正が可能です。

ここで報告された内容は、「介護サービス情報公表システム」に反映され、インターネットでいつでも誰でも気軽に情報を入手することができます。

サービス利用を検討されている利用者やその家族の方等への情報提供、サービス改善のための自主努力など事業所のＰＲにも積極的にご活用ください。

＜必須の情報＞

　・基本情報（職員体制や利用料金などといった介護サービス事業所の基本的な情報）

　　⇒介護サービス情報公表システムの「事業所の詳細」に掲載されます。

・運営情報（介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する取組の状況を利用者が把握するための情報）

　　⇒介護サービス情報公表システムの「運営状況」に掲載されます。

＜任意の情報＞

・事業所の特色（事業所のアピールポイントや定員に対する空き数などを登録する画面）

　⇒介護サービス情報公表システムの「事業所の特色」に掲載されます。

地密特養・特養

**【栄養管理及び口腔衛生の管理について】**

**入所者の状態に応じた計画的な栄養管理及び口腔衛生の管理を実施してください。**

　令和３年度の指定基準の改正により、地域密着型を含む介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において、入所者の状態に応じた栄養管理及び口腔衛生の管理を計画的に行うことが義務付けられました（**令和６年３月31日に経過措置終了**）。

　これは元々、栄養マネジメント加算の要件となっていた栄養ケア・マネジメント（栄養管理）及び口腔衛生管理体制加算の要件となっていた口腔衛生の管理を介護老人福祉施設の基本サービスとして行うこととしたもので、具体的には、以下の手順により行っていくものとなります。

＜栄養管理の手順＞

①　施設入所時に入所者の栄養状態を把握し、医師・管理栄養士・歯科医師・看護師・介護支援専門員・その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した栄養ケア計画を作成する。

　※施設サービス計画の中に、栄養ケア計画に相当する内容を記載することで、栄養ケア計画の作成に代えることも可能。

②　入所者ごとの栄養ケア計画に従い、栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録する。

③　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直す。

★栄養ケア・マネジメントの実務や栄養ケア計画の様式例については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月16日老認発0316第３号、老老発0316第２号／厚生労働省ホームページ<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html>に掲載）第４に記載されていますので、ご参照ください。

＜口腔衛生の管理の手順＞

①　歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員に対する口腔衛生の管理にかかる技術的助言及び指導を年２回以上行う。

　※医療保険において歯科訪問診療料が算定された日に、技術的助言及び指導を受ける場合は、訪問診療や訪問歯科衛生指導の実施以外の時間帯に行うこと。

②　①の技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に計画を見直す。

　※個々の利用者の口腔ケア計画を指すものではなく、施設として計画を作成すれば足りる。

イ　助言を行った歯科医師の名前

　　　ロ　歯科医師からの助言の要点

　　　ハ　具体的方策

　　　ニ　当該施設における実施目標

　　　ホ　留意事項・特記事項

**介護老人福祉施設において栄養管理が実施されていない場合、令和６年４月以降、栄養管理に係る減算が適用されます。**

　**令和６年４月１日以降**、栄養士又は管理栄養士の配置がない場合、もしくは、前述の栄養管理が行われていない場合、**栄養管理に係る減算が適用**されます（１日あたり14単位の減算）。介護老人福祉施設で、栄養管理を実施していない事業所におかれましては、令和６年３月31日までに、実施の体制を整えてください。

　なお、栄養管理を実施していなかった事業所が実施の体制を整えた際は、「介護給付費の算定に係る体制に関する届出書」及び「介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表（栄養ケア・マネジメントの実施の有無を【あり】とする）」をご提出ください。

地密型特養・特養

**【褥瘡の発生予防について】**

**褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備してください。**

施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎的知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果の向上に努めるようお願いします。

解釈通知により示されている対応策として、次のようなことが挙げられています。

１．施設のおけるハイリスク者（日常生活自立度が低い入所者等）に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をする。

２．施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者（看護師が望ましい。）を決めておく。

３．医師、看護職員、介護職員、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置する。

４．施設における褥瘡対策のための指針を整備する。

５．介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施する。また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましい。